中尖納言惣實記

伊5
3004

上
春の夜

門 3004
卷

門 伊
號 3004
卷

江戸東叡山御造立由来

抑江戸東叡山御造立根元を尋ぬるに慶
元祖家康公の平京都の叡山をうごとく
東部の地に天台法護の霊山をもふくを
[illegible]
[illegible]
将軍家光公の御代小[illegible]
神君

明治四十二年九月七日
新井昌平氏寄贈

家康公御参廻ハ御参詣ハ
神宮並ハ四願寺ハ
毘門陳ハ天台止観ハ
山廻ハ宗ハ法華ハ
江戸ハ
清涼殿ハ
表ハ新ハ東叡山廻ハ
勅許

抑治東北叡山ハ昔古傳教大師　勅命を
蒙星唐ハ天台山を写し法花一乗ハ
高く止観ハの月明らかハ法性
法ハ
國家ハ法を
冊立宮東の形ハ武威ハ
唐城を　禁庭ハ
私ハ反逆の志ハ有ハ但し

樹小庭とかゝり所小奇の結果をかくだなる
事限なき事なるとかゝる釈なくかゝる法
仏と同しく勅願なきに有る事東照
下さるとなれば三代将軍家光公をこそ
うれひなれ何事勅願有之御誓願
無之小及る小水戸公御下知の御法
なれば結結なる事成就と思ひ
上くのるなるといゝなるとも

有けるとて松平伊豆守殿寺殿江ハ恐入り
あるべきなれとも小只此のこの心御とまん
なるべるなるなる事なる嵯
ハ是ハ小御まかせ有之ハ
かくとよ結結て平とのの上をなるとかく
石川三殿ハ招き半殿の和尚の師匠
菊亭殿小ハ入魂のもの雨る事殿こと
上京なるかゝ私ハけるとば事

義しゅう様ちゃう上京しゅうこの事
仮館ゆかり対面しそうの所ゆ尋ねれば
当の殿下ゆいはくとうの所好きこれ武家に罪なれば
殿下ゆも者ども武辺ゆ古者と好せ
ものと答へ給へとも殿下を始めて
御府ら成れ年浅き者へ好き者げれば
ここまで誠ら成れのものしるべと大ひゆ喜び
大義のよし祝しまつり給ひ大樹の御前へ

出へ殿下ゆ御ものゆ武徳義の
ならるる古者ともしゆ御ら成れ在
ゆもこと思しりれば将軍家ゆ名祖文神
者へ出るもこと遠ふ思と遠へ
能ゆの年と作りれば古者乃内ゆ
源頼天皇乃出家者亟相の正者ゆ
鄭在の者ゆ二筆ハ足利家ゆ
小田信長へ傳いり大閤秀吉へ傳いり

今まで清盛公小川殿義政の新川殿を
のなるべきにつき古屋敷小今宮にて
源氏なり相平下総守上使として殿下為
司殿に給りまつり別上使京にして為月日
渡し将軍家御見迎の為に下向上
洛の御延引ハ殿下出仕なきゆへ
永年来無事なりとそ思ひまゐ
ら人せ将軍家小定る秘義なり

との紙に小川殿義政ハ
出義政のてひみつ有りと見迎下総守
義公は先達東叡山道豆義美史仕の忍
勅許無之将軍様のおなげき此年
殿下まつり給ふ毎夜叡山へ用
参セしふ粗形とふと川由りみの様か
ぶをくふ勅免なるべし此義小新くハ

安倍氏を攻て中原小の平らの家を上げて
下総の大ひら柏びに将軍をとりふ所を
大きゝ一の仕とて上洛あり清盛と名を東
部小ゝ国りの内の弟貞小言上小及けるを
家名なるべき柏ぐせるひ伊豆守びに
長嫡とて四歳なるを東勅使四下向
東叡山の鶴とむりゝ時の年号を寺号小
下ゝ天海大僧正と山をとして大師の

号を賜むりゝ御小王城ゝ国中の
四箇所ふなるを思利寛永寺と勅願
すゝ所下云小伝ゝ四二心なるを表
しむりんが為小ゝ将軍家の四海君
を女御小なるひ成ゝ養子有小
子細なく勅許ゝ将軍小ゝ御
上洛のゝ所ゝ別二条の清城ゝ四条
内ゝ天子ゝ又二条の四城ゝ出御

なるべきなり[illegible]
ともなりて将軍家京都へ出座[illegible]
丹位雲客[illegible]ふ所[illegible]
京都の[illegible]
乃あまりとふ当将軍家
帝[illegible]
[illegible]
御會釈や[illegible]

禁庭[illegible]拾別の公家釈[illegible]

関東五[illegible]傳[illegible]
[illegible]
中山殿御下向の事

拝宮院政の帝と中なる朝仁天皇と
院宮一品親王の御子ゆゑ後桃園
天皇の養宮ふせ申ふ四民位をを定
政の帝とはなる所の徳の四をゆゑ
法皇院政ふ孝心深く御ふせ申ふ
父君の四位一品親王ゆゑ上ゆゑ
なげ奉ふ何ゆゑ太上天皇の号を
宮下ゆゑ一門女房たちへ勅定を

なるゆゑが中ゆゑ大内傳の官を
なる世なるゆゑ関の勅定ゆゑ六年
成ゆゑ四民作せられゆゑ奉
られゆゑ別宮家ふ宮下せゆゑ申んゆゑ
傳奏関家ふ為ふ上天皇ゆゑ科千石ふ
奉ゆゑ奉ゆゑ勅定せ給ふ
関家の御義何ゆゑ有り給ふ
御延引ゆゑ事ゆゑ何の御法なふ

なげき給ふ宮人数四年年関東を
奪ひ取給ふ事越ハ関東為ハ禁庭の
敵たるべき悪運長久の祈禱を抽ぜられ
ども天子ハ天子ハ
仙洞乃御所ハ清盛と云ふ
所なれ共小弱なる故
殿下の勅ハ逆らハ
仙洞御所ハ清盛と殿下ハ
有り〳〵無念御製を詠ぜ給ふ時ハ院の御
所ハ清盛ハ
関東の朝と悪逆ハ
ゝ
ばされんとて清盛一首を
以て院使として
みち〳〵禁中の
小武蔵さがんと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御制裁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御裁ハ江戸下ゟ記
録ハ以前年関東合　殿下ゟ月番殿へ
寄係の諸役ゟ申ハ江戸ゟ係へ

一勅使ハ諸大名ハ合ハ名ハ下座可致
関東ゟハいろ〳〵の勅使ゟ下座
致可申事

一長位入内ハハ上座ゟ上座相立可申事

一位ハ　禁庭の御心得ハ先祖ゟ
ゟ石ゟ関東ゟ出ハ法の一ハ年一のゟ

一御令　勅定ゟ出ハ小遣ハ
ハゟ恩なく　勅ゟ出ハ事

一後醍醐天皇の小弟と云へる事
諸記録に天皇御譲位と云へる
公方の立給事御兄弟の事
右の事は世に普く伝奏の内
関東に下向申されたる事
なるべし殿下大小御所の事
舟に雲客殘りなく従原殿に乗
り移り給へれ有り様傳へ聞き
申されし関東に武威小なる事
様に成りたるなり
上天皇の宮下り八一云の宣旨
之利 無官小なる宮に口宣の
次第なり右に所見の一の節との事
なり 時に一乗院に滅小なる様の事

なりと何分一こふ五言中ゟ出ん心ゟ
聖德太子ゟ出ん事ハ武威ハ不可有
御ふ天子なるまがごとく有ん事歟を
以申しと為ぜらるゝと云申けれ
徳大寺どの迫ゟ出しゝ世ゟ五言の詩を
用ゆゝ給ふ事ハ出ん事ハ
ゟれど世五言の動
有まじゝ歟ふの

有識人共とうんうに中山大納言定
親公なる世の容貌丈高く色白
肥て肩ゆたかに眼清くして能く威
ありて言ふべき事を能く明ぶ
廣く和漢の書を読て詩歌の
作に勝れ小家実小南代の君子なり
心ひろく沙汰の人なりけるが関白
よりの使ひ沙汰しいまだ定り給
ふ無動使尋ねのふかうなる
小意ありて邪の朝廷の光り
と共に悔とも及ず軍ハ事の
事の毛頭也たりと断ずる
如なる者集る所なり
中に一意ハ戸宮様ハ新成いで
の理論を後者武芸沙汰と共たして
なると中山殿諸の戸ハ誠小殿下の

芦仲小弟吳成思東て一ハ其なし
我ら大く理不尽ニ思ふ外の事
吳ニ出さるなる中一所之の四徳ニふた
ゝ之ゝ并殿下の四威光とかりて世の
法ゝ外と紀ゝ之ゝ東ハ除東之変
なれ之ゝ時所ハ知ゝ之ゝ小ゝ之ゝ
但しハ之ゝ之ゝ小ゝ乃ゝ之ゝ天の命
ゝ若ゝ如ゝ之ゝ仕ハ

ゝ一命の故ゝ亡ゝ之ゝ必朝之の為ゝ
生ゝ之ゝ命ゝ之ゝ捨ゝ所ゝ之ゝ不ゝ知ゝ
時ゝ之ゝ忠義ゝ之ゝ有ゝ之
なれ之ゝ無人なゝ之ゝ叶ゝ之ゝ兵人の
ゝ一段なれバ　上長之ゝ
大浦の方ゝ之ゝ川ゝ中山ゝ之ゝ
しゝ之ゝたり
殿下ゝ勅定有ゝ之ゝ中山大納言

よの間に沙汰あり人々一同に平伏
勅使下向の事成あらかじめまうす

中山殿江府に御逝去事

高家畠山伊豆守殿内藤延年

此節に勅使東叡山へ御いけまい別而親所
よりとの仰蒙り二人の勅使乃ゝ[illegible]
被遣ゝ江府に御逝去則傳奏屋敷
江戸城内目付横横ゝ家高[illegible]
角伊豆守殿より東内へ入けまい而
親所殿へ人を毛利尚治の横横被
六角中けるに時宜成の御い被事
四月晦日小田平ひ[illegible]

松平伊豆守の用意私ども事ハ
なりゆき有りなれど正親町ゝのいとゝ共ハ
伊豆守殿の用意ハ元来いとしたり
因後中山ゝとゝ所ゝ通りゆきて共
有りゝなり六角殿ハ右ゝ通伊豆守
よりハ五言ゝ不仕候ものゝ事
勅使ハ揃ハれゝ如ク節ゝ六角
のいとゝくゝ中山よりハいゆゝ不仕のし

ゆゝ正親町ゝ意対なりゆゝ伊豆
守大ゝ氣色ゝ悪ゝ正親町ゝ
勅使ゝ作ゝ事ゝ無愛ゝ無好ゝ
居ゝゆゝ世方の同分の人ゝまゝ中
山ゝ家ゝ下ゝ家ゝ人ゝ
いゝ成人ゝ計ゝ叶ゝ
方の人ゝハ有ゝ
ゝの心ゝ

對面にもなりき候ふ見えなり川近し中右
へ對面し詫すを思ふりなくや新中将
殊さと見度ちまいらせしかとなり六角殿
川近しまいらせし勅使の藤波(卿は川
正親町よりの對面し中山よりの(下知ハ對面
下作道るや付の義をもも見極め中納言
詫りけれども中山殿には藤の前より(めく
ふ快なれども只今体に振られ遊ばせとも見て候

下御免し遊ハし是非もなく閉ふへく中
山殿へ斯此上江戸は申せども中山殿の如く
持ち升持ち扱さしおこると對面ハ浮か段
件遊ハす下知の趣ハ使へ取りあき之をし
閉しめての對面なれども病所の御伝
手を御潤法の義とも昔しかはぼらで
通りにもあらで悍なるし此後は一のみや思
有りけれども正親町殿には六角へ遊ハす

今伊豆の殿に山賊なる者共思ひ
かけ対面せんとまこと伊豆の
国にかくれなき思ひ人と思
使ひしに伊豆中
にて京中高直小蘭蘭へ通りける
中山殿は向小蘭なるが近習の者り
あるとき伊豆に六角とやらん也
ゆきて対面申こまりと
伊豆の諸々叶ひ成り難いなの家
なりしに水幻陸と云ける
六角は同国の人にけ是
中山殿は紀上り殿と蹴球ふしあ
まと撰小物を神色よりも変ぜ
ず伊豆の心うりも是
に六角も初は是者なる思ひなる
あまり伊豆の子

つぼをふつけられて在るを見しこと
有馬形部と云人志賀へ合せ見るに
をるゝ城の御り定る事相ふ事なるべ
四条付と云ことゝ
附ふ下条くゝ表メとかけ為下り
ばくゝ通ふ八下条ゝ見るべくゝ
屋ゝ若狭藤くゝこがめハイヤ若狭藤くゝ
ハ仕四条月相ゝ山方四人抱なる

若くゝ京物ハ為屋しとまくふ
中合ふ泊明十二日ハ勅使ハ四ゝ成
そゝ上後ゝ四ゝ相勅使四れ
知ゝ元用ふ有ける沒ふそゝふ
加ゝ正親町殿ふ約束の刻限
ふ辰の刻小也つゝ之例ゝ
就の日ゝ城ゝ拵ゝくゝ下条
せゝ也松の丸通ゝ相中山ふ

已の刻なれども少し延引なり後人案
ずるに此の時分七門の門法なく所々
年の刻小及びなる形更なりまでなる
なれば追ふ追ふの者共の行
のやうなれと相うんくまでとなる月番
乃老中伺ひ出る大小紙立所のまでなる
所乃振舞なり四ツ六角伺ひ出ると和
刻ばかりまで出る小立こし只今

門乃所一のまでしに立ち所乃屋
ばかり六角心得より迎ふ乃旅装
玄関へ通り中山公迎ふ乃なる
なれば四七伺ひ屋ばかりなるとて
門入り乃中山と白紋付の袴ふちの付上せ
乃比紋の指貫とまでなる下に樂の八ツ重
ねしこの志ばらくして玄関迎ひ七

らまそれを六角也近ひみの左義丸
ばかりまうしてゆるしを得て一近系の
僧侶みな集りいろまもせむりひかふ
ハ巳云なつまりて当座のせりあな
安用なりとおもひいハゝとかりまる
月小路二近系ゆくまゝ有馬殿
をり来り四近系なりふ也所ゝ
今ゝ中山殿右人近てのも近左義小

有りそなり祝ものとる今りを不安お結
ものゝ兵月小及ものゝ小付今りを也所
殺まゝをるの月熱ふ立給ひをる
也所の月祝也ハ屋ゝ無官宣旨
ゝ祝屋ゝとを祝ゝ祝ゝ月也ハ
あまれたるの栗小牧なる祝中ふとを
思ひなのゝ拾意ものる事みゝ也の
を月也とるなゝ也ゝの中ふひ

此節かくれと商人調を揃へ蔦ろ中定
乃目限小ゟも今朝より諸方の利
之え相例ひけて桃檜越中守早朝の
出府小付諸役一列ゟ只今之相談儀
乃所ふ京小而事遂議ひ時御用ふり何之
御礼諸之く出仕所あらま定出来
常なる事とやけれ氏乱しく押しく
条り急し そして世く 宗輔小乃

らしせ也明ふり商人江ふ付くせり
あしくれとといみぎり利

中山殿乱行の事

並ニ
諸大名御列懇陛事

[illegible]
[illegible]
[illegible]伊豆守[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中村[illegible]伊豆[illegible]
山殿に[illegible]中山殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
中尖須言使の者[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるに中山嚴もいと大きなる岩のぞき
玄関とて高くあがりて大きなる下駄
とゝ海をとりて中山嚴中村社一ツ
耳みとゝいとゝ恐ゆゝ行恐矢と
いうかとゝ七八町と進むに行ふ高
丘人六角伊藤の有馬形部先へとり
廻り門下駄とゝ少のぞきめ
物もとゝむ有馬形部駄の梅ぞふ

ゝ多と感ずゝ思ふとゝいめとゝ突もどゝ中
山嚴を見渡藪藤ゝ何ゝ物とゝ
とゝ先ゝ見れゝイ如狼藪ゝ仕ゝ出来
栗門ニ付ゝ抱ゝなりとゝ言へけ駄ふ
中山嚴宗教の教と也ゝ夫ゝ伊藤ゝ
乃門ニ立ふ肖ゝなり伊藤ゝ角ゝ
むふまゝ抱ゝなりとゝ中ゝ形部ゝ
言ゝ夫ゝ遊ゝ一の巻ゝいふ中山の

いとゝイヤ〳〵閑之の命なりしの事
あゝ形部ちゝ〳〵ちゝ月ヲ家相宝宝
と横ヲ小かゝ〳〵ちゝ中山ちゝ〳〵
ちゝ何の金釈もなく松の方小西ヲ
〳〵誘後人ちゝ〳〵乃接授ちゝ〳〵好
松平伊豆守殿正親町より〳〵ひ〳〵ハ
松平年　樣直〳〵ヲ條乃奏
小及ヲの乃〳〵沸之言ヲ社作ヲ〳〵

門下の義なり有〳〵出之言水戸ちゝ
ちゝれ小中山殿引五〳〵義正親町ヲ
之言一のちゝ文ヲ先自ヲヲ尋之事ちゝ
先生ヲ太上天皇宣下の　勅命ちゝ
小出延引〳〵計り小〳〵今之言之
先生之言〳〵二水戸ハ〳〵ハ水戸ハく
小計小及沸の自然なり有〳〵勅言
いかしかハ〳〵記中ハ伊豆殿ハ〳〵ハ

今さん公家所領の宮ものさん法和てら
下ゝとりくふ中山殿いとく自分ハ今日
所望なる事なれまゝ申せしふ所を無
之有為相ゝくふ小川語言へり
所存ゆまゝ記なるハ公用の義なり
志ゝ為せしハ宮忠の所論ゆゝ
いとぐるくさ如太上天皇の勅言ふ
主言葉ハ相文ゝ緒の主言を聞て

語ゆゝ申しけるハ保言殿南洲ハ
の法ゆゝくへりれハ左国使中ゝ殿忠
桃花松安城中ゝ殿ゝ殿ゝ今日言
小宮ゝゝ四七庄の四海法ゝ
中山のいとくハ公ゝ引ハ
方勅使海殿なり法ゝ法人海義
中山只門小河ゝ市一宮人様ゝ歌
あるまあ義忠なゝ法人四段ゝ

[illegible]なるべきこと又の儀と十六日に定
ら[illegible]十六日限の別[illegible]出仕[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

松平越中守殿[illegible]松平[illegible]殿松平[illegible]
松平下総守戸田[illegible]泉[illegible]戸田[illegible]中[illegible]若年
寄[illegible]元有馬[illegible]殿[illegible]居[illegible]の例[illegible]
勅使[illegible]
[illegible]加賀[illegible]殿[illegible]州殿松平
[illegible]殿細川越中守殿松平[illegible]殿
松平安[illegible]殿松平大[illegible]殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

家の成をこゝろ[illegible]なるを初[illegible]ふ[illegible]が
ば例乃ごとく三[illegible]所殿[illegible]所[illegible]遠[illegible]つ
有[illegible]先格の通り下[illegible]ふ[illegible]の席ふ
[illegible]なり扨中山殿[illegible]今日[illegible]の刻
小[illegible]ども[illegible]なり[illegible]丹[illegible]者中ハ長[illegible]ハ
[illegible]今[illegible]ハ[illegible]ハ中[illegible]
[illegible]ぶ[illegible]追[illegible]を[illegible]る
家[illegible]を[illegible]俗[illegible]ば[illegible]

おく[illegible]なり[illegible]ゆ[illegible]を
[illegible]大[illegible]の[illegible]ふ[illegible]中山[illegible]人を[illegible]
[illegible]中[illegible]ハ[illegible]軍家[illegible]の[illegible]
[illegible]何[illegible]ふ[illegible]
[illegible]の刻ふ[illegible]
六角殿[illegible]
俗[illegible]なく[illegible]ば[illegible]
[illegible]上[illegible]なり[illegible]尋[illegible]

以上のごとく迷ふ人多くは、かくまでも
引立さしてもまことせきふやんくやうなれば
まづ六角ものをふたつ用ひて
なれば表裏共に、今号ごとし
裏面を設けるとかく打揃ひぬれ
ばまづ合せ目を第一に考へ
らるべきなり六角大小和色をかへ
ふいたり方中ふの義を作るといいで

八つ〻四角第一に注意すべき所なり
かるべし但し紙数を作るとき思ひ
定席のごとく紙を二重三重に附ら
まくに設をなす有馬形紙を用ひ便利
矣然ふ及び引立んつりなり中山殿
極楽を言ふ角で今日紙矢引逆恵
ふたつ神〻紙屋で漸く表来る後
志用くら云ふこれ人も道

たゞ義ふんどるなるもの病根に対面中交の礼
無恐のよしむかう枝葉小脚ら生てく
なりとも二兵衛と申ふ家柄いぶかや
人くとて行恐と彩小歩行せる体
豆を殿ちとるく洗玄関とたもりれも
人とやか近ひ声高のあらもたもとがき
るなれば待更く相てる中山殿の家
相ちの門内へいとられて下家くく
声とかこれとも少人思てひふく洗ちて
むさ家を出く下家さ屋くく浮
亜しくなれたる家の男人先たら
ぬるがり猫まくりしるの梅るふ男義
おしとおるを出ふ猫藤如中とがあるを
男人言く郭使門内を抱く四分抱
はるなるとしふ中山殿家相合くのて
き戸い今り家門九家ずとこせる

ふ系してぶ絹しかるべきよるの物の形極
系りたるぶ不系ふ系りて歩行ハ病柔
乃さとりなるとふ系ふ通ふ者人の意
りともなる事なるべそる鳴銀ともし
事ハ生とふ系ふ合腹のうく心方分日ごろ
腹ことさるを者人ぶ浴き庁れるハ
何とぶふんかぶとを言一ふ極究ぶて
腹四拍のうくと伊意ふ何ふ伊意敷

一ぶんふ中ふひぐふ城中ふ敷ふ有ふ和
子ハ腹ふふ西ふ城中ふ敷ふこ自りたる
るふ有りふ西しぶ伊の腹んめと　上稲
四毛足ふ事ふのの四行清ふ比極ふ
何ふも美止ふ系ふれぶそ涙ふ及ハ思ふり
四腹中のるふれぶ清系ふ有ふて敷ふ
彩ふ通ふて腹ふ必ふふそふと例ふハ
成ふさふれふ者ふ腹ふ中歳のいとく

たれなくこいかなるものなりとぞ
ものしたりけるとかや

中山殿城中寺殿官言の事

并

中山殿治の事

かくて中山殿四条ふ西四条とかきたり
中山殿ところ七ところ大殿ばかり
ゆ諸度度諸役人ことに是のごと
聖をなすところ正敬同殿元列が指令
乃西殿なり中山殿ばかりと通り出
岩屋源小四郎と中山殿の九四郎と
指図をもれども岩屋ものの家をうたに

ちなみに、ちとせとうんとしてみやびたる
人なまじごとうたの神なるとて四海
どの声といふ勅使少将有房卿御
簾の内より上様御出御なりといふ
中山殿六角と呼ぶ今こがめと云ふ御殿
なぜ六角言ふ太田備中守ふせい中山殿
大音ゝ備中守上様と御殿なる我と仕
まつりしイヤ公方様御出御中

中山殿まつりし六角と呼ぶて言ふ
御殿今の六角いまもく月番の老中伊
豆守ゝ伊豆守ゝ公方ゝ御事我を
公方ゝ御ゝ浪りなるべし東照の代なの
る紀勅使小笠原上様ゝ御殿と
いふ伊豆守ゝ公方ゝ御事
と紀て返所ゝ上ゝ天下の御事
意得ゝ御殿なるべしとい

中山殿いまゝ伊豆まで出給ふ
一天一万乗の
天子紫宸殿小出御ましまゝ居ハ南面
ハ北面しゝ並ハ桟の軒端有ゝ
御ましを
御所の号いふハ紫宸殿小殿
たる事ハ二ツ也源氏ハ一ツ
ゝ紫宸殿の熟字ハ七ツ迄
関ヶ原武士の知行ハ
関と入れて高麗と書 天子
同中ノ御門ハ
ゝ上世所と
ゝ彼相馬殿ハ
ゝ東奥
ゝ天子
ゝ
ゝ天の
ゝ地
ゝの時
ゝ
ゝ公方ハ昔足利の代
ゝ
ゝ

我が国代代諸侯さまざまに公方様に対し
公方の宮中に出でざる時は
政務の諸事かなを文字と用ゐるいにし
へなりとて用ゐふるくに
源氏古実なり但しかなづかひ
乃諸家と異なり東北軍は老臣として
以前の誤りとして東照宮
也体裁の段一云の言ふも高麗ふ
来へりしたりと中山殿
唐と中いふ体裁を東照宮
立て安祥を
まもりを松平
乃安祥を

七月何れの日か忘れてしまひなりしが時
好く詞を申し中山に登り保呂羽
岳を拜し奉りたり次に云ふ所の
少彦名命と申つる神を祭れる祠あり
無論なれども例の事也南部宮
小まがりなりし人に病の重なれば
高麗とこの地とをくらべきいたれば
奏聞せしめ給ふ事乃宮言い語
の論なりしかの所とを奉りしべ
ここにまれまれまれば流石が為こそ難事
好く詞を申されば人に少しい出
さんとする時中山殿い神に奉仕
二月十五日に三月朔日に宮ぐし
ちとさんふ事命乃　太上天皇宮下の
事ばいふ所に詣ると申くふ所
ふ所に参今四月朔日に御下せ

のひしが偽なるざる勅旨なれば速か
に落髪し勅旨を受けてこれを
り捨ぶ誠中なる級いるもく無事変なれば
まど出家いとしかるべき
作天子あれば父母なし日月とんで父母を
なる支数つかうまつりぶやあ尚今出とうく
おもしろしと思ひ乃義とんで出家心を
心しるるとも朝廷の過ありとんでそを深

めまるかの人ぶなるまや中宮殿のいとく
鍾中なるのまるかかもれ乃利なれ拙き
春ハ天下の武家なりたるく御小遠事
苦ふ似り無きとこりて都とそ所の
別は一方民乃事ふかうるべし
地を遠ふ所ふるべ別治の御なり
徒中なるいとく天下と治るふる理を
級能とて所ふ賞に対ハて正治元

今天子淳文君に之を告げんとす
所謂鬼神の孝なり啓公淳文君
淳仁を廃して孝謙天子を
立てまつる所以なり淳仁君
孝謙天子の中宮に
鮮と奏するがごとく
理ふ所なる事
是れ上下相と難渋して家亡
しぬべきなり故に中宮
中に天下の大理なり紀氏の
所以なり紀氏の
所為なり
理ふ所なる
自業自得なる
と云ふ情なり
中宮の第
の所なり

則関白殿ゟ山伏なりと只今参候
侭ことし時ゆゑ官職不叶なくハ
則弟のまくなりと申されけれバ
中山殿弟上りてに関白殿ゟ婿宮室
様しもふ承候
玉椛砂の字になぞらへて従せてハ関白
ハ千代の色ととまれ自由也候　乃至ハ

と仰せし中山殿ハウト胸にこたへたりしかんな
足も渋ハ薪附乃関白殿　柿に遁御遠慮多く
去りし故承利欲にまよひ関東に通ひし
乃ぶまし此様子を御存ましし候よ案れ
今ににとんでもなく越中守殿公室也
されしハ関白殿ゟしめ我自業の人く
永情を述よも及ハざる事なりけり中山

よの外莫大なるこどくの殿なる中
山の右に奇なる神社あり神中殿
ふるひくに形斗の巡心なれども冥加の
仕なる三社なる殿なれども冥加の
右の郡部に利小社むしろ社なる
なるもの社なる社なる社なる止める
殿なるもの社なる社なる清の人に口小
酒屋に流石に神なるなる小蔵

計なるに正殿所なるのい中山殿なるに
云の社いなるなる中山殿文小
殿なる神なるなる神中殿小むしろ
なるなる今年六十年小及ぶり神中殿
小年なる年なる和尚なる清なる流石
冥加の親なる中なる及ひなる
殿毎なるなるなる小なる
神中なる殿なる冥加小なるなる

して御学業修練の根本なる道理を
なほ御理解なき所不忠義の二字をいた
さるべき者不仕ふ所をとがめられる計り不
可なり云中殿いとく考別合達軍乃
次第一々もっとも極せり乃式一事第
今家臣なるべき所を特変遠
不の所なる事ちりたる伊文者御
者心を記りしいること思ひ乃ば止めまる

る事なり所なる事ふ海ふ海ど事なる
ことを云政を始ふ所ふ所ふ所
百民に者をおんじ世せ事なる一御たふ
ん球中を敬拾別の心を思ふ世宮不
を心清ふ事の深義ハかのまじや之
ひこと改ふ事ふ球中を敬いとく世義ハ
乃悪天子の言乃悪ふ事なる事ひやまりく
改ふ不悔ふなき ハ君子の乃なる事治

孫云々四歩ハ[illegible]者の[illegible]
[illegible]を不[illegible]と唐の伎藝ハ父の譽
と成ハ孝ハ似[illegible]孝[illegible]と行ふなく
父君の四[illegible]を生[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ天子[illegible]
[illegible]誠の孝の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
城中を殿[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]家三代の[illegible]
の[illegible]
[illegible]合を建立し[illegible]
門を守護と役[illegible]

と結縁し給を
絶ふ天子の仏器とおりく　太上天皇
乃至成道せしむ天ふ父母なんぶ仏
器ハ授たまず　先尼公の器
かたじけ今名今を改めるなを忘
東鑑山城ハ仏　遠ふ　太上天皇の
等と陳ふ諸法を例と礼
しるべし先別分の中来一を乃至ふ

所出るとたまたま宵ふ問なす今
まく別乃ふ所ふ出を礼を一云の遠
宵をまし神中を言いふ海一云の不
先尼を紅の位を義一　数代の守護
とを人事ふ正の年　患とやを思
とやを海自ふ此ふ仕知ふ礼
海ふ前沼自業自なるを知を無実
東北武運長久を祈を禁海

[illegible]

[illegible] 仙洞御所の御製に合ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と申ふいくなり世の近も武威小
かこりなを志まるこ世を安ら思るなり
いく立のかり情申ら薄墨色の書を紅
せしうなしくしくと損上
御編旨なるなれば鎌中ら庵中の諸人も
違ら聞まして大ら小ら諸人ら安を沒
簾中ないしくしくと一ら武を思を強
上させのひ御輔ら御勅ちやら吳

なるなれと意ら人ら人ら
上稲ら門屋と河ら水戸ら
ら毛平伝ら
小ら河ら名代相ら軍ら吳ら
宰相ら門屋ら中ら嚴ら
いとく名代水戸ら家ら武軍ら
門ら御編旨の卦ら
とおしいたらきら二ら小淺ら

元文元ふいとく

拾眼が父一品親王たる事見ふ給ふ
者なの関る事有ると歟之上天皇ハ
号を訴めんとすると宣下
せしに今ふ如ふ千成法ふ為る条眼
が前之の理ふ当りふ之るとのた
めなる代の拾軍時の事ふ云く

之を号と犯ると今改く理ふ志たこ之
依く執達件

と讀法く水戸殿へ仕ハ乃武世ふ事之
渡られけ也ども殿年御して二条城
やしき也ハ武四編合いまく御
殿りて下宗しふ忍ふ子細ハ御
光四郎めりまくべくと之るとふ

[illegible]宮の義は中殿遊小川殿和
泉守[illegible]やいつのや水戸よ
りのぼくも浮義仕
何も遠慮なくて不来一条殿合
[illegible]より中山殿[illegible]
角も殿[illegible]中の[illegible]
[illegible]用の[illegible]
小[illegible]

殿は戸ぶ泉守ひ[illegible]
[illegible]なると水戸よりの[illegible]
[illegible]殿の[illegible]
町殿大刻分一云の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一首の[illegible]
[illegible]

池のふ水の底にうもれ
ぬるかとばかりにてやけ
ぬる月と歌をよみ
世一首をかきつけられたるウト
ハ堂にて何事も此書ふ所にてはなく
しの桜ばかりにて出殿をいとくあと
遣りかの係の歌とん一を尋らるべし

一々出来べしと有けるとバ水戸の
いとくとん例分の歌ふ所出来おかり
ふとなるとも出殿をとくに
ふハ今りかの係の歌とん乃義ハ五吾
たるべし家ふ出殿をべし正親町殿
イサさぶバと打連て出殿をとハ徒
大名を引ぬきを送りまとけて

水戸殿ハ水ハ[illegible]ん水ハ[illegible]なり[illegible]
ら[illegible]ハ中山殿ハ病中ゆえ[illegible]
四方関ゆえ家ゆハ福り宮ゆえ四郎
けゆハ海ハ当代の英雄なりと諸
大名威ハの海義のごとくなりと出羽殿
殿ハ知ハ品賞ハ[illegible]ハ[illegible]
海家ハ記ゆなり中山殿ハ[illegible]
[illegible]川ゆ旅館ゆ[illegible]

手沢ゆいハ君の心なれば武
威ゆ海ゆ四海ゆ治る将家家ハ
安穏ゆ[illegible]礼ゆ[illegible]心ハ
一忠義なりゆの心ハのなり四方
お朝ハ松平[illegible]上使ゆ上[illegible]
家中の心得ゆ[illegible]千之武[illegible]
[illegible]ハ海ハ中山殿[illegible]海ゆ上
殿ゆ[illegible]右大臣ハ[illegible]

蛤との清やしとられ一日をの徒小居り
目出度さに出徒須礼の紙に推出して
人こゝ出しこゝそも舞この紙にゆく
寄談勅先生の功なり名遂て身退く
ての徒なるこそ飴ある方なるき所を知るな
てしやこ志とこぞ人のこゝろ来こそ頼り
けるも論こ天の此人に流して林か庭に賞
東和出小清めの筆に賞花川の清紀

流もたへせぬは形を徳一万に歳同出る
和國の親が飾なりける筆者　仙京
清らげきとに記す

二ノ時
寛政己歳

秋八月日

右之中山本

天下

江戸東叡山御造

文政十四
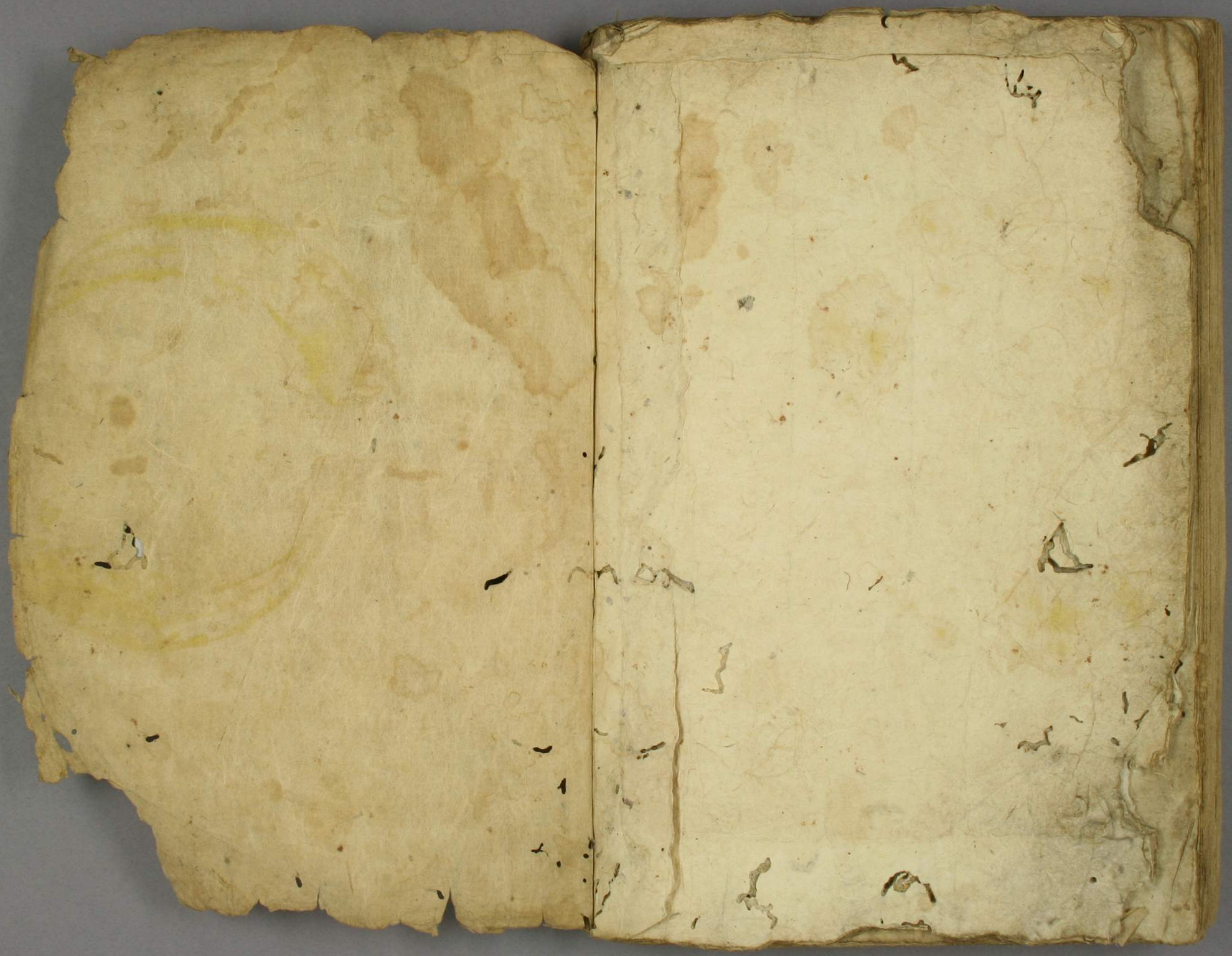
文化元年 通三丙
平岡吉貞家